

別記第1号様式（第2条関係）

令和6年度 公益活動事業補助金交付申請書

2024年 5月 10日

北 広 島 市 長 様

(申請者)

団体名 松葉町第1自治会

代表者の役職名・名前 会長 石塚 幸寿

北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第2条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、当該申請書記載事項について公開することを承諾します。

記

1 事業の名称

松葉町第1自治会創立50周年記念誌の発行

2 希望するコース(どちらかを選択し、□にチェック(✓)をしてください。)

 全市型事業コース(2分の1助成、上限30万円、千円未満切捨) 地域型事業コース(2分の1助成、上限20万円、千円未満切捨)

3 申請事業費の総額・補助金申請額

○申請事業費の総額	98,000	円	○補助金申請額	49,000	円
-----------	--------	---	---------	--------	---

4 申請事業の内容

事業計画書(第2号様式)の通り

添付書類

- 1 事業計画書(第2号様式)
- 2 事業収支予算書(第3号様式)
- 3 補助金等交付申請額算出調書(第3号様式の2)
- 4 経費の配分調書(第3号様式の3)
- 5 資金収支計画書(第3号様式の4)
- 6 団体の概要書(第4号様式)
- 7 団体の定款、規約、会則等(法人にあっては財務諸表)
- 8 役員及び会員名簿(第5号様式)
- 9 前年度の活動報告書及び収支決算書
- 10 日頃の活動内容がわかるもの(会報、新聞切抜、活動の写真等)

補助申請事業計画書

全市型事業コース

地域型事業コース

・どちらかを選択し、□にチェック（✓）をしてください。

1 事業の名称

松葉町第1自治会創立50周年記念誌の発行

2 事業分野

まちづくりの推進

3 事業概要

※現状と課題を踏まえた事業目的及び市民にとっての事業効果について簡潔に記載してください。

北広島団地は、札幌市の住宅不足に対応するとともに札幌圏の人口、産業を計画的に配置するため真駒内団地、大麻団地に引き続き第3の大規模な団地として開発された。その北広島団地の中でも当自治会創立の基盤となる松葉町は開設以来50余年が経過し、住民の高齢化・少子化が進み、また子供たちが通っていた小中学校の統廃合、ショッピングセンターの閉鎖など、現在の日本の地方都市や田舎が抱える問題が、早い時期からこの団地でも起きていた。今年、松葉町第1自治会は創立50年を迎え、これを機に50年の歩みを記録することで先人をしのび、いかにしてまちづくりを行ってきたか調査し、これからのまちづくりに生かし、今後の自治会運営の参考とする。これにより住民間の一体感を強調し、一層の親睦を図る。

4 事業の実施方法

※貴団体が「誰(何)を対象に」「いつ」「どこで」「何を」するのか、どんな工夫をするのかなどを記載してください。

編集委員会を設置し、自治会50周年記念誌を編纂する。（タイトル、目次、記念誌の構成）

1) 編集委員会メンバー：編集委員長
編集委員（5名）

2) 各種資料の収集：a) 団地の写真
b) 会報等の資料
c) 住民の回想（住民にインタビューし、それを文字起こし）
d) 住民の投稿（含小中学生・高校生）
e) 団地の主な歴史（経歴：北広島市との関連も含める）
f) 資料（人口動態、歴代役員名など）：図書館等で調査
g) その他

（2024年8月まで）

3) 記念誌の公開： a) 自治会ホームページに掲載する。：2024年10月末日
b) ダイジェスト版の発行（紙印刷）全世帯に配布：2024年11月末日

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	積 算 内 容	金 額
自己資金		49,000
市補助金		49,000
収入合計		98,000

2 支出の部

(単位：円)

科 目	積 算 内 容	金 額
印刷製本費	200部 X 400円 = 80,000 円	
	資料のコピー：200枚 X 10円 = 2,000円	82,000
備品購入費	ボイスレコーダー 1台	10,000
消耗品費	enloop 充電器 2,500円	
	enloop バッテリー4本 3,500円	6,000
支出合計		98,000

ただし、講演会等の会場整理アルバイトに対する謝礼及び会場借り上げ料など補助対象事業に直接要するものは対象となります。
 なお、

となります。

となりますのでご注意ください。

補助金等交付申請額算出調書

（単位：円）

区分	補助事業等に要する経費			補助事業等に関する寄附金その他の収入	差引所要額 (A-B)	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助率	補助金等交付申請額 (F×G)	備考
	単価	数量	金額								
			A								
印刷製本費			82,000		82,000	82,000		82,000	1/2	41,000	
備品購入費			10,000		10,000	10,000		10,000	1/2	5,000	
消耗品費			6,000		6,000	6,000		6,000	1/2	3,000	
合計			98,000		98,000	98,000		98,000		49,000	

注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。

- 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」「数量」欄が不要のときは斜線で抹消してください。
- 「補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入」欄には、補助基本額の算出にあたり寄附金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用してください。
- 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載してください。
- 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消してください。
- 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載してください。
- 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消してください。

経費の配分調書

（単位：円）

区 分	補助事業等に要する経費	負 担 区 分			備 考	
		市 費 補 助 金 等		自 己 負 担 額		そ の 他
		申 請 額	他 の 補 助 金 等			
印刷製本費	82,000	41,000		41,000		
備品購入費	10,000	5,000		5,000		
消耗品費	6,000	3,000		3,000		
合 計	98,000	49,000		49,000		

- 注1 「区分」欄には、経費名又は細分された項目など補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。
- 2 「負担区分」欄中「市費補助金等」欄には、区分ごとの交付申請額を記載してください。
- 3 「負担区分」欄中「その他」欄には、補助事業等に要する経費のうち市費補助金等及び自己負担額以外で支弁する経費(寄付金、収入等)があるときは、その金額を記載し、その内容を「備考」欄に記載してください。
- 4 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載してください。

別記第3号様式の4 (第2条関係)

資金収支計画書

(単位：千円)

科目	月												備考			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
収入	市補助金							49								
	自己資金			16	2			31								
	計			16	2			80								
支出	印刷製本費				2			80								
	備品購入費			10												
	消耗品費			6												
	計			16	2			80								
収支差額																
当月分																
累計																

注1 この計画書は、補助事業等に係る月別収支計画について作成してください。

注2 当該補助事業等の実施のために借入れた資金がある場合は、「科目」欄に「借入金」と記載し、借入れた月に当該借入金の額を表示してください。

団体の概要書

（ふりがな） 団体の名称	まつばちょう だいいちじちかい 松葉町第1自治会		
団体所在地	[REDACTED]		
（ふりがな） 代表者氏名	いしづか ゆきひさ 石塚 幸寿		
活動開始年月日	1974年12月15日		
構成員数	会員数	146人（うち役員数 11人）	
団体の目的	松葉町1丁目、2丁目に居住する者の相互の親睦と福利の増進を図ることを目的とする。		
活動内容・ 主な活動実績 （過去3年以内）	1) 福利、厚生に関する事：ふれあい夏祭り、敬老の日お祝い、2) 環境、衛生に関する事：花一杯運動、町内一斉清掃、除雪対策、新規ゴミ対策、3) 防災、防犯、交通安全に関する事：春の交通安全運動、町内パトロール、4) 青少年の健全育成に関する事：ラジオ体操、七夕祭り、新入生へのお祝い、5) リクリエーションに関する事：班内親睦会、		
年間予算	195万 円		
担 当 者 連 絡 先	（ふりがな） 氏 名	いしい はるお 石井 雅朗	役 職 自治会総務部長
	住 所	[REDACTED]	
	電 話 番 号 F A X	[REDACTED]	
	E-mail	@	
	URL アドレス	http://sites.google.com/view/matsuba1/	

資料 1. 松葉町第1自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、松葉町1丁目、2丁目に居住する者の相互の親睦と福利の増進を図ることを目的とする

(名称)

第2条 本会は、松葉町第1自治会とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を会長宅におく。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 福利、厚生に関すること。
- (2) 環境、衛生に関すること。
- (3) 防災、防犯、交通安全に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) レクリエーションに関すること。
- (6) その他、第1条の目的を達成するために必要な事項。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、松葉町1丁目、2丁目に居住する全員とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員

(種類、選任)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 部長 5名
 - (4) 副部長 5名
 - (5) 監査委員 2名
 - (6) 班長 12名
- 2 会長、副会長、部長、副部長及び監査委員は、総会において選任する。
 - 3 監査委員は、前年度役員から選出し、他の役員を兼ねることはできない。
 - 4 役員を選出については、別に定める。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 部長は、総務部、生活環境部、福祉・青少年部、防災・防犯・交通安全、会計部の事務を掌理する。
- 4 班長は、班の事務を掌理する。
- 5 監査委員は、会計、会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 副部長は、必要に応じて各部におき、部長を補佐する。

(任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 班長任期は3ヶ月間とする。

第4章 会議

(種類)

第10条 会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会と臨時総会の2種類とする。

(構成)

第11条 総会は、第5条の会員をもって構成する。
2 役員会は、第7条1(1)～(4)の役員をもって構成する。

(機能)

第12条 総会は、本会の運営に重要な事項を議決する。
2 役員会は、会長が必要と認めた事項で、総会の議決を要しない会務の執行について決定する。

(総会、役員会の開催時期)

第13条 通常総会は、毎年1月に開催する。
2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。
(1) 役員会が必要と認めたとき。
(2) 会員の3分の1以上から開催の請求があるとき。

(招集)

第14条 総会及び役員会は、会長が招集する。
2 総会を招集するときには、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面を、会員に送付しなければならない。
3 会長は、前条第2項第2号の場合、請求のあった日から2週間以内に招集しなければならない。
4 会長は、やむを得ない理由で招集が困難なとき、役員会の同意を得て、議案の概要を記載した書面を回付して会員の賛否を問う、書面による総会にすることができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、総会において出席全員の中から選任する。

(定足数)

第16条 会議は、会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席がなければ開催することができない。
2 書面による総会は、会員の2分の1以上の議決権行使をもって成立する。

(議決)

第17条 会議の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。
2 書面による総会は、会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは次期役員会の決するところによる。

第5章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。
(1) 会費
(2) 助成金
(3) 寄附金
(4) その他の収入

(予算、決算)

第19条 本会の収支予算は総会の議決で定め、収支決算は年度終了後1ヶ月以内に監査委員の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約変更手続)

第21条 この規約は、総会において出席した会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

第7章 雑則

(委任)

第22条 この規約の定めるもののほか、必要な事項は、役員会が定める。

(顧問)

第23条 本会に、顧問をおくことができる。

附則

- 1 この規約は、昭和49年12月15日から適用する。
- 2 第6条で定める会費は、1戸当たり月額600円とする。(昭和54年1月改定)
- 3 第7条第4項で定める役員を選出については次による。
 - (1) 班長は各班より選出し、役員は班長を兼ねることができる。
 - (2) 前年度の役員は、新年度役員候補者を各班より1名以上推薦する。
- 4 昭和57年1月24日規約第23条を加える。
- 5 昭和59年1月16日規約一部改定。
- 6 平成16年1月25日規約一部改定。
- 7 平成20年1月12日規約一部改定。
- 8 平成22年1月9日規約一部改定。
- 9 平成29年1月22日規約一部改定。
- 10 平成31年1月19日規約一部改定。
- 11 令和3年1月7日規約一部改定。
- 12 令和4年1月15日規約一部改定。

資料2. 慶弔規定

第1条 本会の慶弔費は、この規定による。

第2条 この規定の適用範囲は、松葉町1丁目、2丁目に居住する会員とする。

第3条 会員世帯主並びにその家族の死亡に対して、5,000円の金額により弔意を表することができる

- (1) 世帯主 5,000円
- (2) 配偶者 5,000円
- (3) その家族 5,000円

第4条 会員世帯主並びにその家族の出産に対して、記念品をもって慶意を表することができる。

第5条 会員の家族の小学校新入学に対して、記念品をもって慶意を表することができる。

第6条 会員世帯主並びにその家族の敬老に対して、記念品をもって慶意を表することができる。

第7条 その他、特別な場合及び必要と認められる事項については、別途役員会で決定する。

附則

- 1 平成27年1月11日規定一部改定。

資料3. 役員活動謝礼規定

第1条 本会の役員活動謝礼の額は、下表による。

役職名	金額
顧問	2,000円
会長	20,000円
副会長	3,000円
総務部長	10,000円
会計部長	12,000円
その他の部長	5,000円
副部長	2,000円
監査委員	1,000円

附則

- 1 この規定は、昭和59年12月1日から施行し、昭和59年度役員から適用する。
- 2 平成22年1月一部改定。
- 3 平成23年1月一部改定。
- 4 平成29年1月一部改定（ブロック長を削除）。
- 5 平成30年1月一部改定。

資料4. 文書保存規定

（目的）

第1条 本規定は、松葉町第1自治会に係る文書の保存期間、担当部門及び保存方法、破棄方法を定める。

（保存期間、担当部門）

第2条 保存期間、担当部門については下表による。

文書名	保存期間	担当部門
総会議案書	5年	総務部長
総会議事録	5年	総務部長
役員会会議録	5年	総務部長
領収書・申請書	3年	会計部長
預金通帳（現物保存）	5年	会計部長
金銭出納帳	5年	会計部長
各部関係書類	3年	各部長
個人情報保護法文書	永年	会長
市役所・自治連関連文書	3年	会長
上記に含まれない文書	2年	各部長

（保存方法）

第3条 各保存文書は、総会終了後に各担当部門役員から次期部門役員へ引継ぎ保存する。

（破棄方法）

第4条 保存期間を経過した文書は、担当部門が裁断等で破棄処分する。

（改訂・廃止）

第5条 本規定の改訂・廃止は、総会の承認を経て行う。

附則

- 1 この規定は、平成31年1月19日から適用する。

資料5. 松葉町第一自治会 個人情報取扱要綱

(目的)

第1条 自治会は、この要綱により保有する個人情報の取扱いに関する事項を定め、会員の権利及び利益を保護するとともに、自治会の円滑な事業運営に資することを目的とする。

(責務)

利益 自治会は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めなければならない。

(周知)

第3条 自治会は、個人情報の取扱いに関する事項等について回覧等により会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 自治会の保有する個人情報は、氏名(家族、同居人を含む)、生年月日、性別、住所、電話番号、介護・災害時の要支援状況、緊急連絡先、その他自治会活動において必要とされるもので、原則、会員の同意を得たものとする。

2 個人情報の取得は、自治会加入世帯カードや自治会行事等の参加申込書などで行う。

(個人情報の訂正等)

第5条 自治会は、会員から前条に基づき提供された内容について、開示や訂正等の申出があった場合は個人情報を確認し、適切に対応する。

(利用)

第6条 自治会で保有している個人情報は、会員名簿(行事等の参加者名簿等を含む)及び地図の作成、会費の請求、文章の回覧、介護・災害時要援護者への支援、総会で議決された事業、緑ヶ丘小学校、緑陽中学校、自治連合会、シニアときわ会、社会福祉委員会、北広島市市役所等に利用するものとする。

2 前項の利用目的以外に個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(管理)

第7条 自治会で保有している個人情報は、会長又は会長が指定する役員が適正に保管・管理する。

2 自治会で配布した会員名簿は、個々の会員が、紛失・漏えいを防止し、不要になった名簿を破棄する等して適正に管理する。会員に配布している名簿の変更については、訂正や削除等の連絡をすることでこれに替えることができる。

3 自治会で保有している不要となった個人情報は、会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(外部に対する提供)

第8条 自治会で保有している個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(北広島市から提供される名簿の取扱い)

第9条 自治会に北広島市から提供されている「避難行動要支援者名簿」の取扱いについては、「避難行動要支援者支援に関わる個人情報の管理に関する協定」の内容を遵守する。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月15日から適用する。

(参考)自治会が保有する個人情報の取扱いに関する事項を定める。

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日以降、自治会・町内会を含む全ての事業者は、法律のルールに沿った取扱いが求められます。この法律は、個人情報を外に出さない様にするためではなく、本人の権利や利益のため、きちんと管理して安全に利用するための法律です。 よって、会員から提供された個人情報を、自治会が安全に活用しきちんと管理するために、個人情報の取扱いに関する事項を定める。

申請事業にかかわる役員及び会員名簿

団体の名称

松葉町第1自治会

(ふりがな) 氏名	実施上の 役割	住所又は居所
いしづか ゆきひさ 石塚 幸寿	◎	
いしい はるお 石井 雅朗	○	
のだまきこ 野田 真紀子		
わたなべふじこ 渡辺 富士子		
しもむらみゆき 下村 みゆき		
		町内会員は別添名簿のとおり
記載人数計		5 人

※1 申請事業にかかわる予定者をお書きください。

※2 実施上の役割の欄には、申請事業を実施する上での責任者に◎、副責任者に○をお付けください。

資料6. 会員名簿（令和6年12月31日現在）

個人情報記載のため削除



議案 1 令和5年度事業報告

1. 令和5年度事業報告

月	日	自治会活動等の事業	月	日	第4住区自治連合会活動および関連事業
1	13	自治会・町内会排雪事業実施説明会(前会長出席)	1		
	28	松葉町第1自治会定期総会(書面)開催			
	28	新旧役員引継ぎ会議 / 第1回役員会開催			
	28	広葉交流センター利用者登録の代表者名変更			
	30	自治会等交付金活動報告書の提出			
	30	北海道町内会連合会共済事業の変更手続き			
	30	北広島市集団資源団体変更届出			
	30	各金融機関通帳の代表者名変更			
2	3	まつば会報(No.401)発行/書面総会結果報告	2	4	第4住区自治連合会役員選考会出席(会長)
	8	町内排雪事業実施		11	第4住区自治連合会総会出席(会長)
	17	北広島市長へ要望書提出			
3	3	北海道町内会連合会共済会継続加入手続	3	11	第4住区防犯協会総会出席(防犯防災交通部)
	3	まつば会報(No.402)発行			
	19	第2回役員会開催			
	31	北広島市資源回収奨励金交付決定通知			
4	3	まつば会報(No.403)発行	4	12	あいさつ声かけ安全見回り活動
				13	あいさつ声かけ安全見回り活動
				29	第4住区社会福祉委員会定期総会出席(福祉青少年部)
5	19	まつば会報(No.404)発行	5	13	第4住区自治連合会第1回定例幹事会出席(会長)
	21	市内一斉清掃(雨天のため中止)			
	21	春の花いっぱい運動(雨天のため役員等で植栽)			
	21	第3回役員会開催			
	25	排雪事業費自治会負担金支払			
6	5	まつば会報(No.405)発行	6	24	地域ふれあい夏祭り打合せ(福祉青少年部)
	5	ごみST収集箱等の整備点検		25	出前防災講座出席(防犯防災交通部・副会長)
	30	緑の羽根募金支払			
7	3	まつば会報(No.406)発行	7	6	防災緊急連絡網実施訓練(会長)
	7	自治会等交付金交付決定通知		8	第4住区自治連合会第2回定例幹事会出席(会長)
	16	第4回役員会開催		16	地域ふれあい夏祭り開催
	26	ラジオ体操(~8/10までの土日除き)		16	夏祭りパトロール(防犯防災交通部)
	27	地域防犯灯維持費補助金交付決定通知		31	夏の防犯パトロール実施(防犯防災交通部)
8	7	七夕祭り(子供11名参加)	8	23	廃棄物収集変更事前説明会出前講座出席 (生活環境部・会長)
				23	あいさつ声かけ安全見守り活動
9	1	まつば会報(No.407)発行	9	9	第4住区自治連合会第3回定例幹事会出席(会長)
	17	第5回役員会開催			
	18	敬老の日お祝い贈呈(17名)			
10	20	まつば会報(No.408)発行	10		
11	1	チューリップ球根植栽(秋の花いっぱい運動)	11	11	第4住区自治連合会第4回定例幹事会出席(会長)
	5	次期役員候補者の職務分担会議開催			
	19	第6回役員会開催			
	30	街路灯維持費補助金清算払申請			
12	6	赤い羽根募金支払	12		
	6	上半期資源回収奨励金交付申請(4/1~9/30分)			
	6	歳末助け合い			
	9	まつば会報(No.409)発行			
	13	排雪事業委託契約締結			
	17	第7回役員会			
1	8	令和5年度会計監査	1		
	11	令和6年度総会案内配布 まつば会報(No.410)			

議案2 令和5年度 会計決算報告

1. 一般会計

【収入】

科目	予算	決算	増・△減	備考
繰越金	1,161,681	1,161,681	0	令和4年度繰越金
会費	514,800	516,900	2,100	1か月300円
補助金	158,500	162,400	3,900	
自治会交付金	71,500	71,500	0	@500×143戸
適正排出協力謝礼金	0	0	0	
街路灯維持費補助金	87,000	90,900	3,900	
排雪事業費補助金	0	0	0	市直接(499,400円)
資源回収	120,000	115,671	△ 4,329	
資源回収奨励金	70,000	63,610	△ 6,390	
リサイクル会社	50,000	52,061	2,061	
雑収入	10	10	0	預貯金利子
合計	1,954,991	1,956,662	1,671	

【支出】

科目	予算	決算	△増・減	備考
福祉・青少年部	295,000	87,320	207,680	
入学祝い	20,000	0	20,000	
ラジオ体操	10,000	5,742	4,258	参加賞(子供9名)等
七夕祭り	15,000	6,358	8,642	参加賞(子供11名)等
出産祝い	10,000	10,000	0	2名分
班内集會	80,000	14,000	66,000	6班、9班
ふれあい親睦會	100,000	0	100,000	中止
敬老祝い	60,000	51,220	8,780	@3,000×17名 等
生活環境部	759,400	680,840	78,560	
街路灯維持費	200,000	181,440	18,560	電気代(R5.1~R5.12)
排雪事業費	499,400	499,400	0	市直接(499,400円)
衛生費	40,000	0	40,000	
案内板修正費	20,000	0	20,000	
防犯・防災・交通部	2,000	0	2,000	事務用品、交通費
総務部	166,400	101,951	64,449	
会議費	60,000	5,350	54,650	役員會会場使用料、總會資料等
事務費	32,000	22,201	9,799	事務用品、印刷代等
第4住区自治連合會費	0	0	0	※令和5年分は免除
役員活動費	72,000	72,000	0	14名分
保険金	2,400	2,400	0	@200×12名
諸費	166,550	141,550	25,000	
香典	40,000	15,000	25,000	@5,000×3名
緑の羽根	7,150	7,150	0	@50×143戸
社協負担金	42,900	42,900	0	@300×143戸
日本赤十字	21,450	21,450	0	@150×143戸
赤い羽根	28,600	28,600	0	@200×143戸
歳末助け合い	21,450	21,450	0	@150×143戸
花火大会	5,000	5,000	0	
街路灯修繕費積立金	70,000	70,000	0	特別會計へ
予備費	495,641	0	495,641	
合計	1,954,991	1,081,661	873,330	

【繰越金】

収入	支出	繰越金
1,956,662	1,081,661	875,001

2.特別会計（街路灯修繕費）

【収入】

科目	予算	決算	増・△減	備考
繰越金	350,005	350,005	0	R4繰越金
積立金	70,000	70,000	0	一般会計より
設置補助金	0	0	0	
雑収入	2	2	0	
合計	420,007	420,007	0	

【支出】

科目	予算	決算	△増・減	備考
街路灯修繕費	0	0	0	
予備費	0	0	0	
合計	0	0	0	

【繰越金】

収入	支出	繰越金
420,007	0	420,007

ま っ ば 会 報

No. 416

令和6年5月04日発行
松葉町第1自治会

■ 春の「町内一斉清掃」と「花植え」を実施します

日 時： 5月12日(日) 午前8時30分から清掃開始 《雨天中止》

※今年度は市内一律の日程通りに実施します。

実施方法：〈各班の清掃担当区域については別紙をご参照ください〉

① 各班ごとに指定された担当区域の清掃を行ってください。別紙①

② 各班に割り振られている街路樹柵の雑草取りと、配置されている花苗を植えてください。別紙②

※花苗植え付けにあたっては、後日手入れ等の関係から、苗を配置した箇所に植えてください。

ゴミ処理：①集めたゴミは当日配布するボランティア袋に入れて、ゴミステーションN01（旧電話ボックス横のゴミステーション）にお出してください。

※清掃用具、スコップ、軍手等は各自ご用意をお願いします。

■ 清掃用のゴミ袋を各戸に配ります・・・ボランティアごみ袋を各戸に1枚配ります。

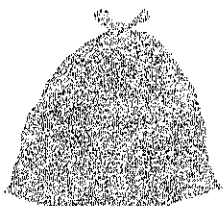
・事前にお配りした、ゴミ袋は当日使っても良いですし、自宅周辺や歩道の清掃時に使用し、12日にゴミ出しする場合は、N01のゴミステーションへ。

・通常のゴミ収集日に出す場合は（燃やせるゴミは火・金曜日、燃やせないゴミは月曜日）に各自のゴミステーションへお出し下さい。

※なお、家庭からの一般ゴミが入ると回収されませんのでご注意願います。

班長さんへお願い

清掃用のゴミ袋を届けますので、班内各戸へ配ってください。



■ **さんが4月12日にご逝去されました。**

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

■ **町内の「案内板」書き換えにご協力ください、**

町内の案内板の名前が変わっている方、又は2世帯の方など変更のある方は、紙に書いて班長さんにおだしてください。

■ **資源回収にご協力を！**

松葉町第1自治会の資源回収日は毎月17日です。資源回収費は自治会の大切な運営資金となりますので、回収にご協力よろしくをお願いします。

■ **第4住区自治連合会の行事予定**

① **5月11日(土)、定例幹事会が開かれます。**

議題は・第4住区の夏祭りの日程について(7月13日土に予定)

- ・春の交通安全運動について
- ・青少年育成事業として、「天体観測会」を5月13日～19日まで
場所 第4住区集会所駐車場 時間 19:00～20:30
詳しくは、チラシ参集
- ・防災備蓄倉庫に収納品目と管理について
- ・第4住区自治連合会創立40周年記念誌の編纂

・防災出前講座の開催

内容 能登半島地震から学び想定外にそなえる。

日時 5月26日(日) 10時00分～

場所 ともに体育館

② **今後の日程**

- | | | |
|----------|---------|------|
| 6月 1日(土) | 緑ヶ丘小学校 | 運動会 |
| 6月21日(金) | 緑陽中学校 | 体育祭 |
| 7月13日(土) | ふれあい夏祭り | |
| 7月20日(土) | 緑ヶ丘小学校 | 花火大会 |



まつば会報

№0415 コミ特集号
令和6年4月21日発行
松葉町第1自治会

ゴミ出しに注意しましょう！

■新しいゴミ出しルールになって2週間以上がたちました。

役員みんなでゴミステーションを見て回りました。注意すべき事が沢山ありました。皆さんの迷惑にならないよう、気を付けてゴミ出しをしましょう。

①旧袋(ピンク、青色の袋)には必ず、差額シールを張りましょう！

以前の袋に差額シールを貼っていないものがありました。必ずシールを張って出しましょう！



②分別されていない物が結構あります、必ず分別をお願いします！

●ペットボトルとビンは別の袋です(従来は一緒でした)。ペットボトルと缶は一緒です。ペットボトル、ビンは洗って出します。洗っていないものは持って行きません。プラスチック製の容器や袋は中を濯いで出してください。

ペットボトルのふたは、プラ製容器包装の分類です。

●枯草・枝木はもえるゴミです。透明な袋には入れないでください。

③曜日違いがあります。曜日と回収物を見て出しましょう！

●まつば会報3/17付け、又は全戸にお配りした、「これだけは守りたい、ゴミの出し方」を参照に曜日を間違えずに出してください。

④出し遅れ、ゴミ収集車の回収したあとのゴミ出しはやめましょう！

なるべく午前中8時30分までにしましょう。



★なお、市環境担当職員によると「現在ゴミ収集車がどの時間にどのような経路で回るのが一番効率的か、試行錯誤中です。その決定にあと1カ月位かかります」との事です。

ま っ ば 会 報

No. 414.
令和6年4月10日発行
松葉町第1自治会

■ 新入学祝い

緑ヶ丘小学校入学

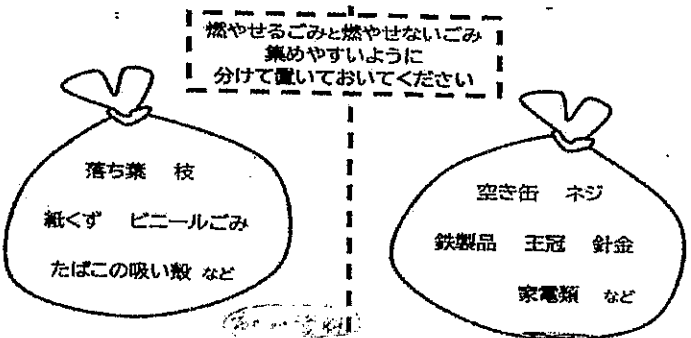


■4月1日から「新しいゴミの収集体制」になりました。
先週一週間、役員でゴミステーションを毎日見て回りました。大きな問題はありませんが、ゴミステーションNO1では、●シールなしが3件、●分別していない3件、●曜日違い1件、●時間に遅れたと思われるもの1件がありました、気を付けてゴミを出しましょう！



■アンケート集約おねがいします。
3月31日までに集約で59件でした。4月10日まで集約したいと思います。まだ出していない方、各班長さんまで、お願いします。なおアンケート用紙を紛失された方は、総務部長(石井)又は会長(石塚)までご連絡ください。

■「春の一齐清掃」市から「5月12日」に実施すると連絡ありました。
第一自治会も12日に行います。地域は別紙1, 別紙2です
★「ボランティアごみ袋」4月25日以降に市から配られます。
袋の色が変わります。緑から➡紫色の文字に代わります。
(今までのボランティアごみ袋はそのまま使えます)
「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」に分別してください。

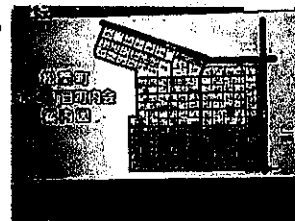


■ 班内集会について

そろそろ春めいてきました、各班の班内集会について各班でご検討ください。
自治会からは、1世帯について1000円の補助があります。

■ 町内の「案内板」の書き換えをしたいと思います。

変更のある方は、班長さんに変更の内容を紙に記入し、提出をお願いします。



また班長さんは、変更のありそうな方を訪問し、変更のお願いをしてください。結果は紙でブロック長に報告をお願いします。

■ 第4回役員会のご報告。

報告事項 訃報報告—

入学祝い報告—

討議事項

- ① アンケート集約の状況—57件、1ブロック22件、2ブロック37件
- ② ゴミステーションの状況について
- ③ 春の交通安全運動について
- ④ 春の「町内一斉清掃」について
- ⑤ ふれあい親睦会について—アンケート結果を見て
- ⑥ ラジオ体操、七夕まつり、町内パトロールについて—第2自治会と話し合って決める
- ⑦ 班内集会について—各班ですすめよう
- ⑧ 50周年記念事業について。

アンケートの結果をみてだが賛成も多く、行事、記念誌等は進める方向で…
(町内会は50前にはなかつのでは、との意見がありますが、1974年12月15日に創立されています。)

- ⑨ 「案内板」の書き換えについて

■ 次回役員会は5月¹⁹日(日) AM10:00 いこ~よ1F 交流室1です

②

まつば会報

No. 413
令和6年3月27日発行
松葉町第1自治会

■ 4月からごみの出し方が変わります 袋は三種類、緑、黄、透明です

現在ピンクと青で分かれた指定ごみ袋は、燃やせるごみ、燃やせないごみの分類に変更になることに合わせ、1種類にします。

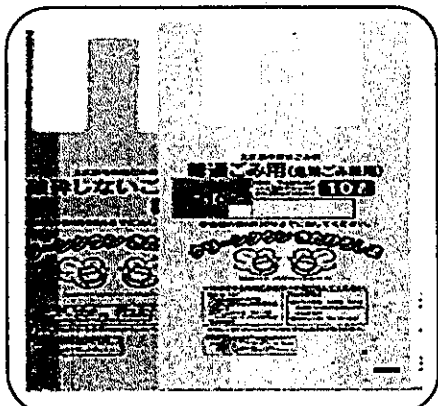
生ごみの指定ごみ袋の色は黄色のまま変わりません。新たに小さな1.5Lの指定ごみ袋ができます。

透明か半透明の
中身が見える袋等(無料)

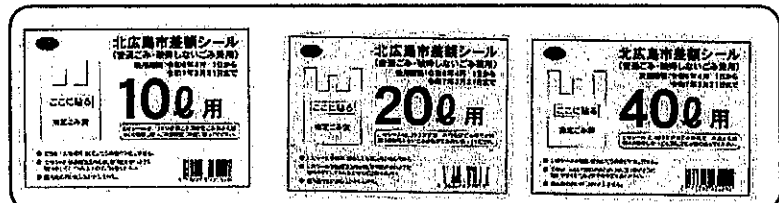
- ①段ボール
- ②紙パック
- ③新聞紙
- ④雑誌
- ⑤有害・発火ごみ
- ⑥紙製容器包装ごみ
- ⑦プラスチック製容器包装ごみ
- ⑧びん
- ⑨缶・ペットボトル

缶・ペットボトルと一緒に
だつたびんは、別の袋
になります。

古い青、ピンクのゴミ袋には「差額シール」を張って出します



このどれかを張って出します



お近くのお店で売ってます
黄色の生ごみは従来どおり使えます

ゴミを出す曜日を間違えないようにお願いします

月	火	水	木	金
①生ごみ (指定ごみ袋 黄色)	①燃やせるごみ (指定ごみ袋 緑色)	①プラ製容器包装 (透明または半透明の袋)	①生ごみ (指定ごみ袋 黄色)	①燃やせるごみ (指定ごみ袋 緑色)
②燃やせないごみ (指定ごみ袋 緑色)	②紙製容器包装 (透明または半透明の袋)	②段ボール (ひもで縛るか透明または半透明の袋)	②危険ごみ (指定ごみ袋 緑色 ※「キケン」と書く)	②びん (透明または半透明の袋)
	③新聞・雑誌 (種類ごとにひもで縛るか透明または半透明の袋)		③有害・発火ごみ (透明または半透明の袋)	③缶・ペットボトル (透明または半透明の袋)
	④紙パック (種類ごとにひもで縛るか透明または半透明の袋)			

次期役員会は、4月7日(日)10:00、いこ〜よ1F交流1です

松葉町第1自治会「お困り相談室」の設置について

このたび、お困り相談室を生活環境部の中に設置することとしました。

(目的) 自治会員を対象に、シルバー人材センターに依頼するまでもない小さな困りごとの解決の手助けをする。

(方法) 依頼者は、生活環境部(お困り相談室)担当に連絡する。

お困り相談室担当者は、適当な人材(ボランティア)を探し、依頼内容を伝える。

ボランティアが承諾したら、担当者は依頼者に結果を伝える。

ボランティアが依頼者と接触を取り、困りごとの解決を実行する。

依頼者、ボランティアは結果を担当者に報告する。

(小さな困りごとの内容)

(対応不可の項目)

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ・電球の取り換え | ・緊急を要する事項(病気・けが) |
| ・網戸の取り外し | ・病院、警察、消防署が行う業務 |
| ・網戸の張替え | ・人材センターが行う業務 |
| ・申請書類などの作成 | ・隣人とのトラブル |
| ・一部の買い物(食料を除く) | ・金銭トラブル |
| ・よろず相談紹介(問題解決のための対応窓口などの紹介) | ・命にかかわること |

(謝礼) 1) 解決に費やす経費は、すべて依頼者が支出する。

2) ボランティアが受け取る謝礼は、困りごとの内容・時間によって決められ、依頼者がボランティアに直接払う。

(相談室の受付日時) 平日の 11:00 ~ 16:00

相談室受け付け係:

また、健康上の悩み、日常生活でのお困りごと、子育ての悩みなどは民生児童委員の

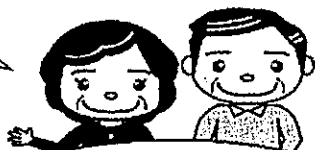
_____にご連絡ください。

なお、これ以外にも民生児童委員は別紙のような困りごと相談を受付けています。お気軽にご相談ください。

以上

困りごと相談してください

こんなことは
民生委員へ



民生委員
児童委員



民生委員児童委員は、地域の誰もが安心して生活できるよう、暮らしを見守るボランティアです。皆さんからの困りごとや心配ごとの相談に応じ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として活動しています。民生委員児童委員には守秘義務がありますので、安心して相談してください。

関係機関相談例

- ◆足腰が弱くなった。足腰を鍛える方法はないか。
- ◆最近物忘れが多くなってきた。コロナもあり、家にひきこもりがち。
- ◆介護保険の利用方法がわからない。

みなみ高齢者支援センター
(Tel011-372-8110)



- ◆子どもの夜泣きが激しい。
- ◆子どもがご飯を食べてくれない。
- ◆誰かに子育ての悩みを聞いてほしい。
- ◆言葉が遅い気がする。

子育て支援センターあいあい
(Tel011-376-6637)



- ◆コロナの影響で家庭の収入が減少して生活が苦しい。
- ◆消費者金融のローンを借りて、その返済に困っている。
- ◆長年、家族以外の人とかかわることのない子どもがいる。

暮らしサポートセンターぽると
(Tel011-887-6480)



- ◆障がいのある家族がいるが、相談できる場所を知りたい。
- ◆障がいがあるが、このまま自宅で生活したい。しかし、除雪や草刈りが負担、何か良い方法はないか。

障がい者生活支援センターみらい
(Tel011-376-7776)



上記の他に、北広島市福祉総合相談室(Tel011-372-3311)や北広島市子ども発達支援センター(Tel011-372-1650)でも相談に乗っていただけます。

(注) この文章は、令和4年8月に個別配布した「つなごう」第35号より転記したものです。

松葉町第一自治会の民生委員は、XXXXXXXXXXさんです。

松葉町第一自治会ホームページの開設

4月1日から松葉町第一自治会会員(住民)を対象に、自治会のホームページを開設・公開することになりました。

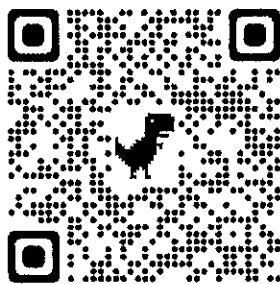
コンテンツ(記事)は、まつば会報と重複する箇所もありますが、皆さんからのご意見・質問・投稿なども送信できるページも設けており(もちろん、書面で編集部あて郵送または提出くださっても可)、パソコン・タブレット・スマホをお持ちの方でインターネットに接続できる環境にあれば、どなたでもこのホームページにアクセス(入ることが)できます。

まつば会報発行時に定期的にページを更新します。また、重要な情報が入ったときは随時更新することとします。

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<https://sites.google.com/view/matsuba1/>

また、スマホやタブレットをお持ちの方は、QRコード読み取りソフトを起動し、下記のコードを読み取ることで、アクセスすることができます。



今年1年間は試行期間とし、来年度継続するか中止するか検討したいと思います。
皆様のご協力をお願いします。

2024年4月1日

ホームページ編集委員 石塚 幸寿
石井 雅朗

■ 3月12日 第2回第一自治会役員会の報告



1、報告事項

- ① 前回役員会で『防災ハンドブック』を全世帯に配りたいが市にはないとの件で印刷して配布したいがその費用がどのくらいかかるか調査する。という事でしたが、北海道町内会連合会にありましたので、一部60円購入し、全戸に配布いたします。8700円+送料440でした。
- ② 「ごみの出し方」について、「分かりやすく、家の壁に貼っておけるもの」が欲しいと要望があり、会長が案を作成し、総務部長が整理し作成しましたので、コピー印刷し全戸に配布することにしました。

2、当面する町内会活動について、各部局で早急に検討をすることにしました。

- 1) 町内一斉清掃と花植えについて——生活環境部——5月
- 2) ラジオ体操について——福祉青少年部——7月（6月末までに内容検討）
- 3) 七夕まつりについて——福祉青少年部——7月（6月末までに内容検討）
- 4) 班内交流会について——前年は5月以降各班に知らせている。総務部で検討

3、検討事項

以下の4点について、検討しましたので、各会員の皆様からの御意見をお寄せください。

- ① 「お困りごと相談室」を設置したいと思っていますのでご協力ください・・・P②
- ② 第一自治会の役員選出方法について、若干検討したいと思っていますので・・・P③
ご意見ご検討ください。
- ③ 親睦交流会について、コロナ禍の中で20、21、22、23年は行われませんでした・・・P④
- ④ 第1自治会の「創立50周年」の取り組みについて・・・P⑤
- ⑤ 「アンケート調査」について・・・P⑥⑦⑧
・出産・入学がわかるもの。「お困りごと」、ボランティアがわかるもの、町内の交流を深めるもの、親睦会、50周年の取り組み、役員選出などに関するものです。

お詫びと訂正 前々回まつば会報410号に「総会報告の年号を令和5年報告」、「令和6年計画」と訂正し、また賛成票をすべて139票に訂正しお詫びします。前回411号の付録で「入学・出産祝い」の届出用紙に、青少年部への届け出先を■■■■■■■■■■へと訂正させて頂き、お詫び申し上げます。



松葉町第1自治会「お困り相談室」の設置(案)について



1 生活環境部の中に設置する。

(目的) 自治会員を対象に、シルバー人材センターに依頼するまでもない小さな困りごとの解決の手助けをする。

(方法) 依頼者は、生活環境部(お困り相談室)担当に連絡する。

お困り相談室担当者は、適当な人材(ボランティア)を探し、依頼内容を伝える。

ボランティアが承諾したら、担当者は依頼者に結果を伝える。

ボランティアが依頼者と接触を取り、困りごとの解決を実行する。

依頼者、ボランティアは結果を担当者に報告する。

(小さな困りごとの内容)

- ・電球の取り換え
- ・網戸の取り外し
- ・網戸の張替え
- ・申請書類などの作成
- ・一部の買い物(食料を除く)

(対応不可の項目)

- ・緊急を要する事項(病気・けが)
- ・病院、警察、消防署が行う業務
- ・人材センターが行う業務
- ・隣人とのトラブル
- ・金銭トラブル
- ・命にかかわること

・よろず相談紹介(問題解決のための対応窓口などの紹介)

(謝礼) 1) 解決に費やす経費は、すべて依頼者が支出する。

2) ボランティアが受け取る謝礼は、困りごとの内容・時間によって決められ、依頼者がボランティアに直接払う。

(相談室の受付日時) 平日の 11:00 ~ 16:00

相談室受け付け係: 当面 会長 総務部長

2 ボランティアを事前に確保する。

(方法) 町内から募集(会報で呼びかける、連合会加盟の他の自治会に協力を依頼する、等)

3 町内会員にアンケート調査を実施する:

1) 住民がどのような困りごとを持っているか把握する。

2) 提供できる技術などを持っている住民を探す。及び対応可能な曜日、時間。

以上

松葉町第1自治会の役員選出方法(案)

役員及び役職の決定

- (1) 各班で、役員を1人選出する。役員に選出される人は、下記の資格 (*役員の資格参照) を持つ。
- (2) 立候補する人がいる場合、役員会の信任により決定される。
- (3) 立候補する人がいない場合、役員会の推薦により決定される。

*役員の資格:

- 1) 原則として、松葉町住民で、満85歳までの男女。
但し重い病気、デイサービスに通う方は除く。
- 2) 順番でなくても、自選、推薦の人で、役員を希望する人。

役員の任期:

- 1) 特に会長、総務部長、会計部長は、本人申し出又は推薦により最長3年間の任期とする。
- 2) 任期の長さは、本人の申し出によるとし、役員会の信任投票で決定される。
(長期間の留任はマンネリ化及び不正が起きる可能性があるので、避ける。)
- 3) それ以外の役職については従来と同じ方法、又は2)と同様の扱いとする。

実 施:

このルールによる役員を選出は2025年度役員からとし、1年間の試行期間を経て再検討される。

- これにより、各班から選出?される役員は、順番で機械的に選ばれることによる弊害を回避することができるかもしれない。

今後の行程:

- 1) 役員会で、役員会(案)を決定する。: 3月12日または5月の役員会にて。
- 2) 全自治会会員に対し、役員会(案)を提示し、意見を集約する。: 6月末まで。
 - 1) これらに関しては、自治会規約の改定、もありますので、臨時総会を開催し、役員会(案)及び関連する規約の改正(案)を決議する。: 10月末まで。

以上

過去の親睦旅行実績一覧

調査 石塚

実施日	行き先	参加戸数(参加者)	経費
2019. 9. 21	麒麟ビール千歳工場 支笏湖鶴賀リゾートスパ水の調	23 家族 (39 名)	参加費 : 1,000 円 (入浴希望者は1,500 円) 自治会補助金 : 81,000 円
2018. 8. 4	ゆにガーデン ハーブ体験、ユンニの湯入浴	23 家族 (32 名)	参加費 : 1,000 円 自治会補助金 : 74,000 円
2017. 5. 11	有珠善光寺・大雄寺 豊浦温泉	23 家族 (31 名)	参加費 : 1,500 円 自治会補助金 : 80,000 円
2014. 7. 8	小樽(田中酒造・旧青山別邸) 朝里川温泉		参加費 : 1,000 円 自治会 補助金不明
2013. 7. 18	芦別市(三段の滝) 富良野温泉「紫彩の湯」		参加費 : 1,500 円 自治会補助金不明
2011. 9. 23	新篠津(たっぷの湯) たっぷの湯		参加費 : 1,000 円 自治会補助金不明
2010. 9. 7	美唄市 ゆーりん館、(ピパの湯)	28 家族 (35 名)	参加費 : 1,000 円 自治会補助金不明
2009. 9. 5	恵庭えこりん村 登別温泉第一滝本館	20 家族 (25 名)	参加費 : 1,500 円 自治会補助金不明
2008. 7. 12	平岡園サクランボ狩り 鶴岡温泉、小樽市	27 家族 (32 名)	参加費 : 1,500 円 自治会補助金 : 125,000 円
2007. 9. 10	旭山動物園(旭川) 森の湯花神楽 (東神楽)	30 家族 (37 名)	参加費 : 1,400 円 自治会補助金 : 123,000 円

親睦旅行会についてのご意見をください

松葉町第1自治会創立50周年の取り組み

松葉町第1自治会規約が適用されたのは、1974年12月15日からです。今年50周年を迎えます。これを記念し「50周年記念行事」を取り組みたいと思い提案します。

(目的) 当自治会50年の歩みを記録することで先人をしのび、また今後の自治会運営の参考とする。

これにより住民間の一体感を強調し、一層の親睦を図る。

(方法) 編集委員会を設置し、自治会50周年記念誌を編纂する。

(タイトル、目次、記念誌の構成)

1) 編集委員会メンバー：編集委員長：・・・・・・さん？

編集委員（4名位）：希望者を募集

2) 各種資料の収集：

- a) 団地の写真
- b) 会報等の資料
- c) 住民の回想
- d) 住民の投稿
- e) 団地の主な歴史（経歴：北広島市との関連も含める）
- f) 資料（人口動態など）
- g) その他

3) 記念誌の公開：

- a) 自治会ホームページに掲載する。
- b) ダイジェスト版の発行（紙印刷）の検討

4) 原稿の投了：2024年8月末日

記念誌の完成：2024年11月末日

5) 祝賀パーティ又は祝賀会を検討する。

「ききょう公園」での焼肉祝賀会などどうでしょう。

ご意見をください

以上

p. 5